

令和
8年度

農作業標準賃金 ・ 標準農作業料金

令和8年度の農作業標準賃金と水田機械作業による標準農作業料金が次の表のとおり決まりました。

○農作業標準賃金

作業種目	標準賃金	備考
水田作業（1日当たり）	10,600円	実労働時間 8時間
畑作業（1日当たり）	9,200円	

◎賄い回数は2回、ただし賄評価額は含まない。

お問い合わせは

神崎町農業委員会

電話番号 0478(72)2114

○水田機械作業による標準農作業料金

作業種目	標準料金	備考
耕起 (トラクター)	10a当たり 7,500円	ロータリー使用
畦塗り (トラクター)	1m当たり 44円	
代かき (トラクター)	10a当たり 7,900円	ドライブハロー使用 (仕上げまで2回)
植付 (田植機)	10a当たり 10,100円	稚苗、苗代含まず
刈取脱穀 (コンバイン)	10a当たり 22,000円	粃運搬費含まず
乾燥調製	1俵当たり	3,600円 色彩選別機使用なし
		4,100円 色彩選別機使用あり
育苗	1俵当たり 990円	稚苗の額

◎乾燥調製、育苗を除く農作業はオペレーター1人付き料金です。

※標準農作業料金は、農作業受委託契約を結ぶにあたっての目安となるよう定めたものです。

上記の標準賃金並びに標準作業料金については、基本的に「千葉県農業会議の開示資料」を神崎町は準拠しております。

また、あくまでも目安ですので、農地の分散度・土質・形状や機械の条件等、地域の実情を考慮し、両者話し合いのうえ決めてください。
※多収量品種の導入等で作業料金が高くなる場合がありますので、委託者と受託者で協議の上、決めてください。